

高等学校卒業程度認定審査実施要綱

令和4年4月1日

文部科学大臣決定

高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号。以下「規則」という。）第4条及び第10条の規定に基づき、高等学校卒業程度認定審査（以下「認定審査」という。）の実施に関し必要な事項を次のとおり定める。

（審査の実施）

第1条 毎年6月と12月の時期に実施する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（出願の期限）

第2条 出願の期限は、前条に定める実施時期を踏まえて定めるものとする。

（審査基準）

第3条 認定審査においては、次の各号に掲げる要件に基づいて審査を行う。

一 次のイからホまでのいずれかに該当すること

イ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。同号ニにおいて同じ。）において50単位以上を修得していること

ロ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第154条第1号から第4号までに掲げる学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を除く。）、課程又は施設において、高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ハ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第4条に定める試験科目の全てについて合格点を得ていること（同令第5条第1項から第5項までの規定に基づき試験の免除を受けた試験科目を除く。）

ニ 高等学校及び高等専門学校並びに学校教育法施行規則第154条第3号に掲げる施設並びに同条第2号及び第4号に掲げる課程において、通算して高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること

ホ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成13年文部科学省告示第167号）第2号から第5号までに掲げる者であること

二 大学において16単位以上を修得していること（大学入学後に履修して修得した単位に限る。）

三 前二号に掲げる学修の内容が特定の教科・分野等に偏っていないこと

2 出願者の特に優れた業績等により特に考慮すべき事項がある場合、その事項

を考慮して前項に掲げる審査を行うことができる。

(意見の聴取)

第4条 文部科学大臣は、認定審査を行おうとするときは、あらかじめ審査委員会に意見を聴くものとする。

2 審査委員会は、高等学校教育について識見を有する者、大学教育について識見を有する者その他相当と認める者をもって構成する。

3 審査委員会は、前条に定める基準に基づいて審査を行い、意見を述べるものとする。

(審査結果の通知)

第5条 審査の結果は、直接本人宛てに通知するものとし、合格者には、合格証書を送付する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。